

不当要求行為には厳正に対応します

明石市

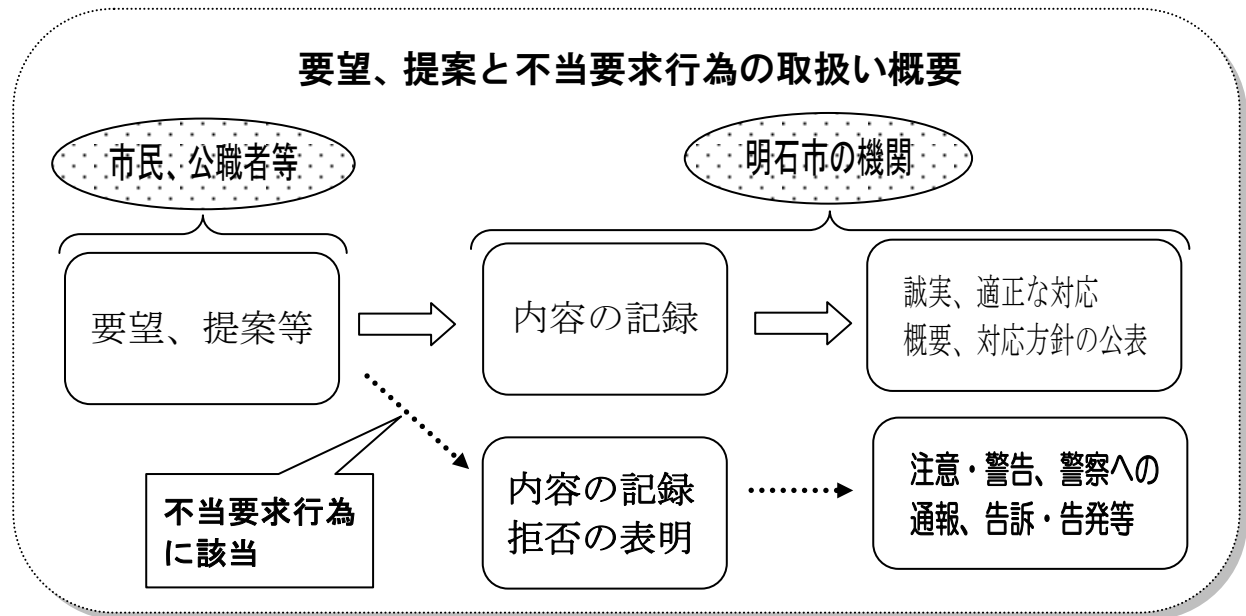
公務員のコンプライアンス（法令遵守）が一層求められる中、明石市では、「明石市法令遵守の推進等に関する条例」の施行に伴い、公正かつ民主的な市政運営徹底を図ります。この度、不当要求行為等を判断する指針となるガイドラインの見直しを行ったことなどから、不当要求行為等に対する対応をより厳正に行っていきます。

★ 不当要求行為とは

明石市の事業や職員の仕事に関して違法または不当な行為をするよう要求する行為や暴力行為や脅しなどを用いて要望、提案等を行う行為などをいいます。

★ 不当要求対策のポイント

- ⇒ 提案、要望等は適正に対応します
- ⇒ 不当要求行為には応じません
- ⇒ 不当要求をやめないときは厳正な措置をとります



★ 不当要求行為等に該当する事例（※ガイドラインから抜粋）

- 1) 基準をまげて、税金、使用料等の減免を求める
- 2) 基準をまげて〇〇業務の予定価格を教えるよう求める
- 3) 建築違反の取り消しを求める
- 4) 特定した者の市職員採用を求める
- 5) 市に損害賠償責任がない事故で見舞金を要求する
- 6) 大声を張り上げたり、机をたたいたりして要求を通そうとする
- 7) 担当者の説明を一向に聞かず、執拗に上司との面談を要求する

※不当要求行為等に該当する具体例をあげたガイドラインは明石市のホームページに掲載しています。

明石市役所防災安全課地域安全対策担当（☎918-5158）

平成22年7月